


## 勝浦市教育特区

都道府県名：	千葉県	
申請主体名：	勝浦市	
区域の範囲：	勝浦市の全域	
特区の概要：	<p>勝浦市は、少子高齢化及び人口減少が著しく、消費市場の縮小や地場産業の後継者不足といった地域産業の課題と併せて、学校の統廃合に起因する遊休教育施設の活用が課題となっている。</p> <p>このため、遊休教育施設を有効活用し、学校設置会社による広域通信制・単位制高等学校を設置することにより、全国的に顕在化している不登校生徒及び高等学校中途退学者の高等学校進学機会を充実させ、特区区域内で実施する面接指導に、地場産業を学ぶ科目を設定し、地域社会の担い手人材を育成すると共に、住民交流の促進及び地域経済の活性化を図る。</p>	
適用される規制の特例措置：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校設置会社による学校設置事業</li> </ul>	



豊かな自然の恵みを活用した地場産業



元小学校校舎を活用した広域通信制・単位制高等学校の設置